

開業届について



アジェンダ

1, 開業届のメリット

2, 開業届の記入方法

3, 提出期限

4, 提出方法



開業届のメリット



世界をつなぐ

- **青色申告**ができるようになり、**65万**までの控除が受けられる。

- **消費税還付**が受けられる→輸出ビジネスとの相性抜群。

※国内で仕入れた商品が海外で売れた際、
国内仕入れの際にかかった消費税が丸々帰ってくる仕組み。

- 自分の屋号を持てる。屋号で**銀行口座を開設**することもできる

- DHLと契約できる（確実ではないです）

青色申告をすることでのメリット

☆控除や経費で節税ができる

- 青色事業専従者給与（配偶者は最高86万円、15歳以上の親族は最高50万円）を必要経費にできる
- 純損失の繰越しと繰戻しができる

純損失の繰越しとは、事業で赤字が出た場合、損失分の金額を翌年から最長3年間繰り越すことができます。

たとえば、令和元年度で50万円の損失（赤字）が出て、翌年の令和2年度で100万円の所得（黒字）が発生したとしましょう。

令和元年度分の確定申告で青色申告をしていれば、令和2年度の所得分100万円から令和元年度の赤字分50万円を差し引いて、令和2年度の所得を50万円に減らすことができます。

消費税還付を受けられるのは 法人だけではない！

個人事業主も還付を受けることができるが、

国税庁のホームページから

「消費税課税事業者選択届出書」をダウンロードして、

提出する義務があります。

開業届の記入方法



1、国税庁のホームページからダウンロードする。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/04.htm>

2、その際、青色申告承認申請書もダウンロードする。

3、開業届と青色申告承認申請書はワンセットで提出する。

4、青色申告承認申請書の「複式簿記」を絶対に選択（そうしないと65万円の控除を受けられない）



提出期限



世界をつなぐ

- **開業してから2ヶ月以内。**
もしくは、その年の3/15まで。



提出方法



- **郵送、もしくは窓口で。**
- **押印した原本をコピーし、控えを作成する。**
郵送の際は、控えと返信用封筒を同封して郵送する。
- **郵送先は自分の住所の管轄の税務署**
- **自分の管轄の税務署は国税庁のホームページで調べられる。**

